

令和2年度 第1回 京丹波町教育委員会定例会 議事録

- I 開催日時 令和2年4月6日(月) 午後2時10分から
- II 開催場所 京丹波町中央公民館 2階学習室
- III 出席委員 樹山静雄教育長 藤田道子教育長職務代理者 竹吉美公委員
上田明成委員 竹内裕子委員 津田勝二委員
※ 欠席した委員 なし
- IV 出席説明者 堂本光浩教育次長 中井伸幸学校教育課長 中野竜二社会教育課長
西田三郎学校教育課教育振興室長
- V 傍聴者 なし

【会議内容】

- 1 開 会 (司会：教育次長)
- 2 教育長挨拶・近況報告
【教育長】 開会あいさつの後、近況報告を行った。
(近況報告内容)
(1) 教育長の動向について
(2) 町・町教育委員会関係の会議等について

教育委員会事務局関係報告

【事務局】 人事異動に伴う令和2年度京丹波町教育委員会事務局体制について説明した。

- 3 議事録の承認
【教育長】 令和元年度第11回、12回定例会議事録の承認について諮る。
【全委員】 特に意見等なし。
【教育長】 令和元年度第11回、12回定例会議事録について、承認する旨を告げる。

4 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のための対応について

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のための対応について説明した。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 スクールバスの対応はどのような配慮をされているのか。

【事務局】 窓を開けての換気や席を空けたり、マスク着用等による対応のほか、消毒作業により対策を行っている。

【委員】 密閉、密集、密接の対応は各学校によって対応されるのか。

【教育長】 各学校の規模により窓を開けたり、マスクをしたり状況に応じて3つの密が重ならないように最大限の努力をしていく。

【委員】 マスクの確保は保護者がしていくのか。

【教育長】 家庭でマスクの用意をお願いします。卒業式、入学式等については、町がマスクを準備している。

【委員】 消毒液の配布はあるのか。

【事務局】 町の在庫はあるが、福祉・医療現場に優先されるものと認識しており、塩素系消毒液を使用していただくようお願いしている。

【委員】 保健室の運営、教員の健康管理等マニュアルが必要である

【委員】 間違った情報が出回らない対策を行うことが必要である。

【委員】 学校再開のチェックリストの中に検温はあったが本町の状況は。

【事務局】 検温は学校休業日から既に実施をしている。

【委員】 家庭協力のパンフレット等の作成が必要ではないか。

【事務局】 家庭に対しての働きかけが弱かったのは事実、今後は大人に対する啓発を実施する必要がある。

【委員】 始業式は全員参加して行うのか。

【事務局】 教室で行ったりする等、規模に応じた対応を行う。

【委員】 実施時期の差はあるが、中学校の卒業式は短縮されていたが、小学校では丁寧に行われている印象を受けた。縮小するのであれば時間短縮する意識が大切である。

【委員】 スポーツ少年団の活動はされるのか

【事務局】 子どもの居場所づくりという意味では実施していただくことは可能ではあるが、町の方針としては4月末までは町の関係団体に自粛を要請していることを踏まえて判断していただきたい。

【委員】 家庭訪問はどうなるのか

【教育長】 実施の方向で検討中である。

【教育長】 他に意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

5 議事

- (1) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町学校教育指導主事設置規則の一部を改正する規則）
- (2) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則）
- (3) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町学校教育指導主事の任命について）
- (4) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町社会教育指導員の任命について）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町学校教育指導主事設置規則の一部を改正する規則を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町学校教育指導主事4名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員1名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第1号から承認第4号まで何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第1号から承認第4号について、原案どおり決することとする。

- (5) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則）
- (6) 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則）

(7) 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町外国青年勤務成績評定要領の一部を改正する要領）

(8) 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町外国青年勤務成績評定要領の一部を改正する要領を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第5号から承認第8号まで何か意見等はないか。

【委員】 承認第5号の上限方針の段階的目標に1か月80時間以内100%とあるのは、80時間以内の教育職員が100%ということか。

【事務局】 お見込みのとおりで段階的に目標を設定し、取組を実施していくことになる。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第5号から承認第8号について、原案どおり決することとする。

(8) 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町スポーツ推進委員の委嘱について）

(9) 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町公民館の館長及び主事の任命について）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町スポーツ推進委員14名の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によ

りこれを報告し承認を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町公民館の館長及び主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第9号及び第10号について、何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第9号及び第10号について、原案どおり決することとする。

6 協議事項

（1）次回教育委員会の開催について

【事務局】 令和2年度第2回定例会の開催日時について調整をお願いする。

【全委員】 調整の結果、定例会を5月12日（火）午前9時30分から和知支所小会議室で開催することで決定した。

7 教育長職務代理者閉会宣言

（午後3時35分閉会）以上

■ 教 育 長

■ 教育長職務代理者

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

(調製者 教育次長 堂本 光浩)